

○越前市社会教育委員設置条例

平成17年10月1日
条例第200号

(設置)

第1条 本市は、[社会教育法\(昭和24年法律第207号\)第15条](#)の規定に基づき、社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(定数等)

第2条 委員の定数は13人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、越前市教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集)

第3条 委員の会議は、教育長が招集する。

(委任)

第4条 [本条例](#)の実施に必要な規定は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 [この条例](#)は、平成17年10月1日から施行する。

(任期の特例)

2 [この条例](#)施行日以後、最初に委嘱された委員の任期は、[第2条第2項](#)の規定にかかわらず、委嘱された日から平成18年3月31日までとする。